

# 就労資格について

(特定技能関係)

# 在留管理制度

## 就労

- 特定技能
- 技能実習
- 技術・人文知識・国際業務

就労制限あり

## 非就労

- 留学
- 家族滞在

就労不可

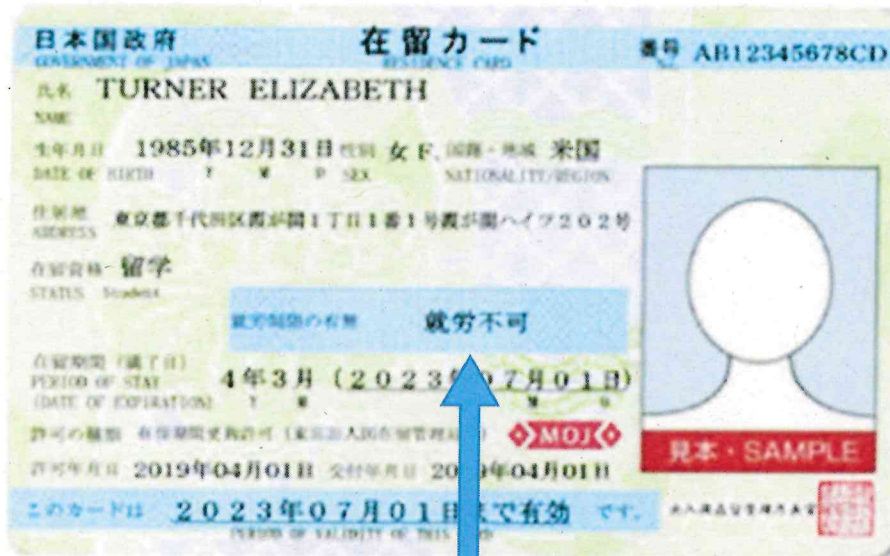
資格外活動

## 居住

- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等

就労制限なし

# 在留カードの見方



表面

就労制限を確認

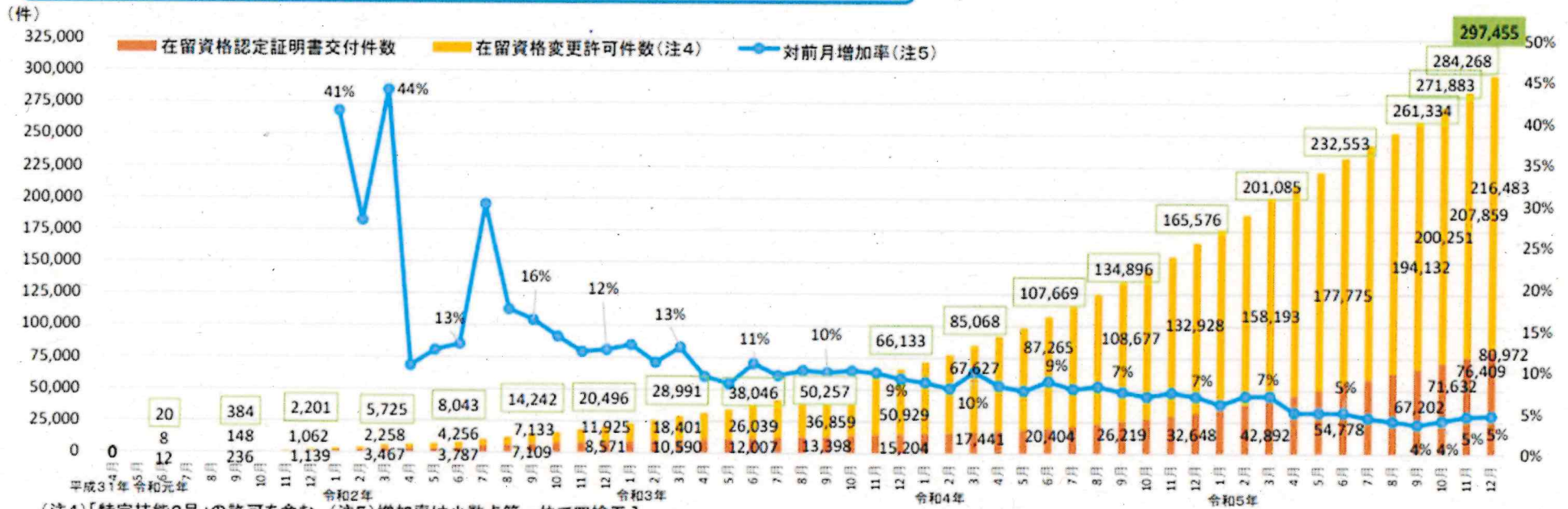


裏面

資格外活動の許可を確認

# 特定技能外国人の増加

特定技能外国人の許可状況等について(令和5年12月末現在:速報値)





# 特定技能制度とは

- 特定技能→深刻化する人手不足への対応として創設された在留資格
- 人材確保が極めて困難な状況にある産業上の16分野のみ受け入れ可能  
→後のスライドを参照
- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受け入れ  
→技能試験、日本語試験の合格が必須（技能実習2号修了者も対象）
- 平成31年に創設→比較的新しい在留資格

# 特定産業分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 [3業務区分]	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接



## 特定技能制度の対象分野の追加②（令和6年3月29日閣議決定）

### 新規分野の業務内容等の詳細

- 今回追加した新規分野は**特定技能1号**のみ受入れ可能。
- 新規分野等においても、特定技能1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課す。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者（3業務区分）	自動車運送業分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）（「業務内容等」のうち、青字についてはN3以上）	—	※1
	鉄道	運輸係員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備（5業務区分）	鉄道分野特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等（1業務区分）	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等（1業務区分）	木材産業特定技能1号測定試験			

※1 日本の運転免許の取得等（バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替）が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」（バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6月・更新不可）で在留を認める。

特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める（安全対策等を想定）。

# 分野名の変更

・10月1日付けで、

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

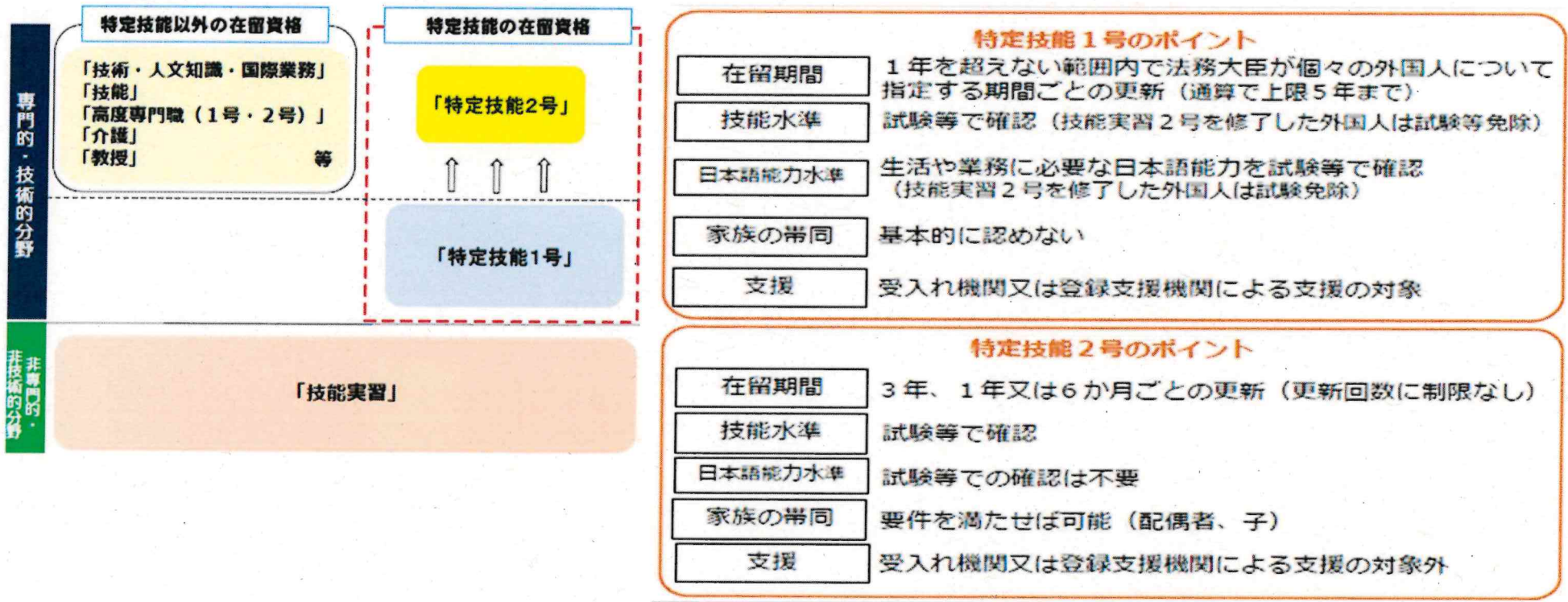


工業製品製造業

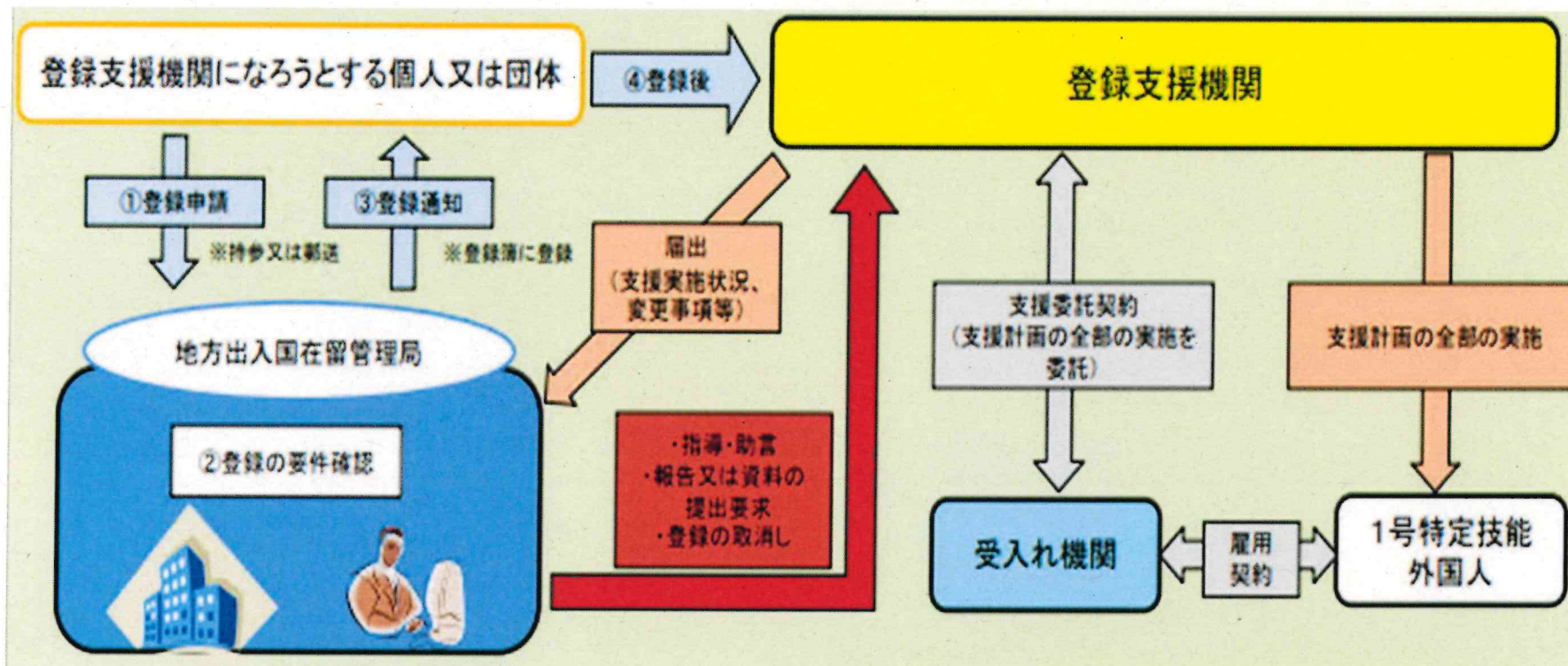
に分野名が変更になりました。



# 特定技能 1号と2号



# 登録支援機関





# 支援計画の概要

## ①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





# 申請の種類

## 認定証明書交付申請

- 入国予定の外国人（主に代理人）が、日本での活動内容が在留資格に該当することを証明するために行う申請。

## 在留資格変更許可申請

- 在留中の外国人が、在留目的とする活動を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、新しい在留資格に変更するために行う申請。

## 在留期間更新許可申請

- 在留中の外国人が、付与された期間を超えて、引き続き在留を希望する場合に、在留できる期間を更新するために行う申請。





番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	有	無
1	特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧表(本表)		○	※外国人について同時に申請する場合は、「申請する特定技能外国人の名簿」(HP別途掲載)を添付 ※同一の受入れ機関に受け入れられる場合に限る。	有	無	有	無
2	在留資格認定証明書交付申請書	別記第6号の3様式	○	※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明な申請人の写真(縦4cm×横3cm)を貼付。写真の裏面に申請人の氏名を記載	有	無	有	無
3	特定技能外国人の報酬に関する説明書 (注)賃金規定に基づき報酬を決定した場合には賃金規定を添付	参考様式第1-4号	○	※第2表の1に該当する「一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関」については提出省略	有	無	有	無
4	特定技能雇用契約書の写し	参考様式第1-5号	○	※申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
5	(1)雇用条件書の写し (注)1年単位の變形労働時間制を採用している場合は次のものも添付 ・申請人が十分に理解できる言語が併記された年間カレンダーの写し ・1年単位の變形労働時間制に関する協定書の写し  (2)賃金の支払	参考様式第1-6号	○	※申請人が十分に理解できる言語での記載も必要  ※申請人が十分に理解できる言語での記載も必要(雇用条件書(参考様式第1-6号)の写しのみ)	有	無	有	無
6	雇用の経緯に係る説明書 (注)雇用契約の成立をおっせんする者がある場合には、職業紹介事業者に関する「人材サービス総合サイト」(厚生労働省職業安定局ホームページ)の画面を印刷したものを添付	参考様式第1-16号	○	※第2表の1に該当する「一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関」については提出省略 ※雇用契約の成立をおっせんする者がない場合でも提出が必要	有	無	有	無
7	徴収費用の説明書	参考様式第1-9号	○	※第2表の1に該当する「一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関」については提出省略 ※申請人から家賃を徴収する場合には、関係資料の提出が必要(参考様式の注意書きを参照)	有	無	有	無
8	健康診断個人票  受診者の申告書	参考様式第1-3号 参考様式第1-3号別紙	○	※病院発行の様式でも差し支えないが、受診項目は参考様式に記載のものが含まれていることが必要 ※外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付	有	無	有	無
9	1号特定技能外国人支援計画書	参考様式第1-17号	○	※申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
10	登録支援機関との支援委託契約に関する説明書 (注)支援計画の実施の全部を登録支援機関に委託する場合に限り提出が必要	参考様式第1-25号	△		有	無	有	無
11	二国間取決において定められた遵守すべき手続に係る書類 (注)特定の国籍のみ提出が必要		△	※対象の国籍は、カンボジア、タイ、ペトナム(令和4年3月現在) ※詳細は出入国在留管理庁HPを参照	有	無	有	無



必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
				いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号		
次のAからDまでのいずれかの場合に応じた書類 A)日本の証券取引所に上場している企業又は保険業を営む相互会社の場合 B)高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イ/ペーは口の対象企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） C)一定の条件を満たす企業等の場合 D)前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人の場合 E)電子届出システムの利用者登録をしている		○	※提出可能な書類がない場合は、第2表の2又は3に基づき書類の提出が必要。	有 無		有 無	有 無
書類の省略に当たっての誓約書	参考様式第1-29号	○		有		有	無

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
1	特定技能所属機関概要書 (注)記載内容に応じて、「受け入れた中長期在留者リスト(参考様式第1-11-2号)」、「生活相談業務を行った中長期在留者リスト(参考様式第1-11-3号)」、「支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号)」、「及び「支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号)」の添付が必要な場合がある。	参考様式 第1-11-1号	△ (注6) or (注7)	※(注7)に該当する場合には、「提出確認欄」に「注7」と記載する。	有	無	有
					無	無	無
2	登記事項証明書		△ (注6) or (注7)	※(注7)に該当する場合には、「提出確認欄」に「注7」と記載する。	有	無	有
					無	無	無
3	業務執行に関する役員の住民票の写し (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限り。		△ (注6) or (注7)		有	無	有
					無	無	無
4	特定技能所属機関の役員に関する誓約書 (注)特定技能外国人の受入れに関する業務執行に関与しない役員がいる場合のみ。	参考様式 第1-23号	△ (注6) or (注7)		有	無	有
					無	無	無
5	次のAからCまでのいずれかの場合に応じた書類  A)初めての受入れの場合 なし(証明)  B)受け入れ中の場合 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知)「ワキ」の写し (注)直近2年分が必要  C)受け入れ中の場合 ※労働保険事務組合に事務委託している場合 「ワキ」の写し (注)直近2年分が必要		△ (注5)	※労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を証明する書類の提出が必要  ※口座振替結果通知「ワキ」を紛失した場合には、郵道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無	有
					有	無	有
					有	無	有
					有	無	有
6	社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要		△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合に、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しの提出が必要	有	無	有
					無	無	無
7	税務署発行の納税証明書(その3) (注1)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②法人税」「③消費税及び地方消費税」 (注2)①について、「申告所得税」ではなく「源泉所得税」		△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書(その1)の提出が必要	有	無	有
					無	無	無
8	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類  A)初めての受入れの場合 証明書 (注)直近1年分が必要  B)受け入れ中の場合 法人住民票の市町村発行の納税証明書 (注)直近2年分が必要		△ (注5)  △ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合に、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無	有
					有	無	有
					有	無	有
9	公的義務履行に関する説明書 (注)上記5から8までに関し、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要	参考様式 第1-27号	△	※5から8までのいずれについても滞納がない場合に限る。	有	無	有
					無	無	無

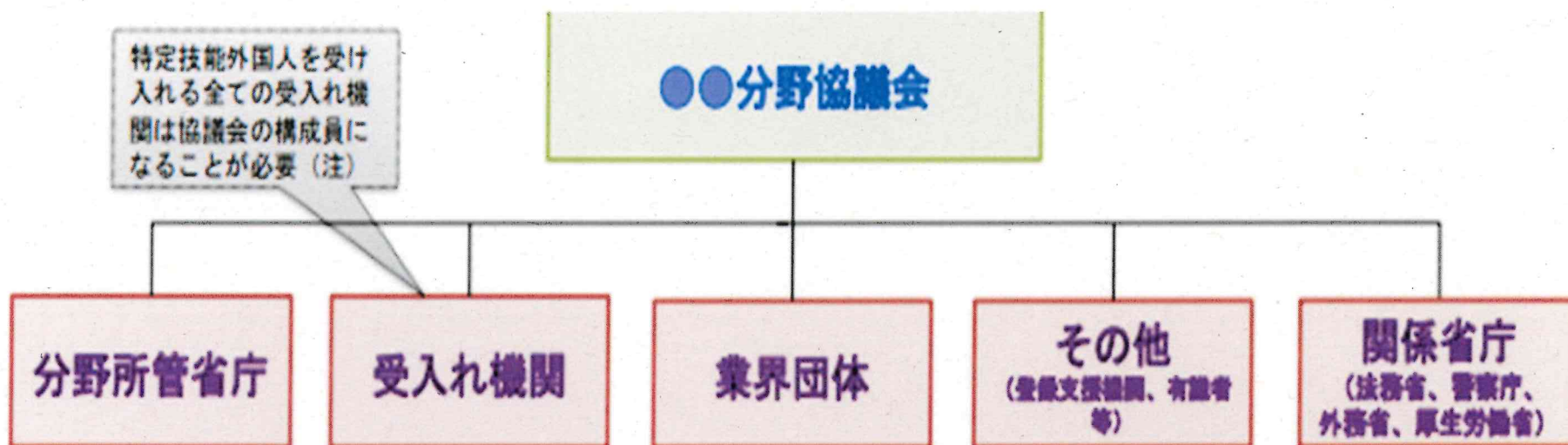
※ 介護分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の1>

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
1	次のAからDまでのいずれかの場合に応じた書類						
	A)申請人が介護福祉士養成施設修了者の場合		△ (注1)	※EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了 ※合格基準点の5割以上の得点 ※全ての試験科目で得点	有	無	有 無
	B)申請人がEPA介護福祉士候補者として在留期間(4年間)を満了した者の場合		△ (注1)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、介護職種・介護作業 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であつて、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略	有	無	有 無
	C)申請人が技能実習2号良好修了者(2年10ヶ月以上)の場合		※②のみ参考様式第1-2号		有	無	有 無
2	D)申請人が上記のいずれにも該当しない場合	介護技能評価試験の合格証明書の写し	○		有	無	有 無
		介護日本語評価試験の合格証明書の写し	○		有	無	有 無
		次の①又は②のいずれか ①日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ②国際交流基金日本語基礎予テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し	○	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無	有 無
2	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第1-1号	○		有	無	有 無
3	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書	分野参考様式第1-2号	○		有	無	有 無
4	協議会の構成員であることの証明書		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて介護分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年5月26日までに協議会に入会した所属機関について、旧様式の入会証明書は令和6年12月31日まで使用可能	有	無	有 無



# 分野別の協議会



## 在留資格「特定技能」についての問合せ先

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL	03-5253-1111 (内線:2644)

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
厚生労働省医業・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL	03-5253-1111 (内線:2432)

(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
製造業分野企業向け 特定技能外国人材制度相談室		TEL	03-6838-0058

(建設分野)

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。  
計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の所在する部署所を所管する地方整備局等にお願いたします。

官署名	住所・担当部署	連絡先	
国土交通省 不動産・建設経済局	東京都千代田区霞が関2-1-3 国際市場課	TEL	03-5253-8121
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL	011-709-2311 (内線:5985)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL	022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL	048-601-3151 (内線:6643)
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL	025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 建設部建設産業課	TEL	052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前3-1-41 建設部建設産業第一課	TEL	06-6942-1141
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL	082-221-9231 (内線:6158, 6156)
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL	087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL	092-471-6331
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL	098-866-1910

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
国土交通省 海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL	03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL	011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL	022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL	045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL	025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL	052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-78 海事振興部船舶産業課	TEL	06-6949-0425
神戸運輸監視部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL	078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀8-30 海事振興部船舶産業課	TEL	082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL	087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL	092-472-3158
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶職員課	TEL	098-866-1838

(自動車整備分野)

※自動車整備分野特定技能協議会の各種届出は、地方運輸局又は沖縄総合事務局が担当しています。  
届出等のお問い合わせは、地方運輸局等にお願いたします。

官署名	住所・担当部署	連絡先	
国土交通省 自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3 整備課	TEL	03-5253-8111 (内線:42415, 42414)
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 自動車技術安全部整備・保安課	TEL	011-290-2752
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 自動車技術安全部整備・保安課	TEL	022-791-7534
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 自動車技術安全部整備・保安課	TEL	025-285-9155

### 在留資格「特定技能」についての問合せ先

関東運輸局	神奈川県横浜市中央区北仲通5丁目57 自動車技術安全部整備課	TEL	045-211-7254
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1 自動車技術安全部整備課	TEL	052-952-8042
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 自動車技術安全部整備課	TEL	06-6949-6453
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 自動車技術安全部整備・保安課	TEL	082-228-9142
四国運輸局	香川県高松市サンポート3番33号 自動車技術安全部整備・保安課	TEL	087-802-6763
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 自動車技術安全部整備課	TEL	092-472-2537
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 運輸部車両安全課	TEL	098-866-1837

#### (航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 安全政策課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49124)  (内線:50357)

#### (宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課	TEL 03-5253-6330
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-78 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

#### (農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省 経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 旭洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9056
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1828

#### (漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省 水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働課	TEL 03-6744-2340

#### (飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品 産業部	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

#### (外食業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品 産業部	東京都千代田区霞が関1-2-1 外食・食文化課	TEL 03-6744-2053

## 事例紹介（不許可）

### 外国人が原因のもの

- 在留不良（失踪・欠勤・退学）
- 技能及び日本語能力（不合格）
- 公的義務不履行（税金や社会保険の滞納）

### 会社が原因のもの

- 公的義務不履行（税金や社会保険の滞納）
- 法令上の違反



# 「特定活動（「特定技能1号」への移行準備）」

目 的：「特定技能1号」の申請の準備のため

期 間：6月

必要書類：・申請書

・雇用契約書

・説明書

・技能・日本語能力の立証資料

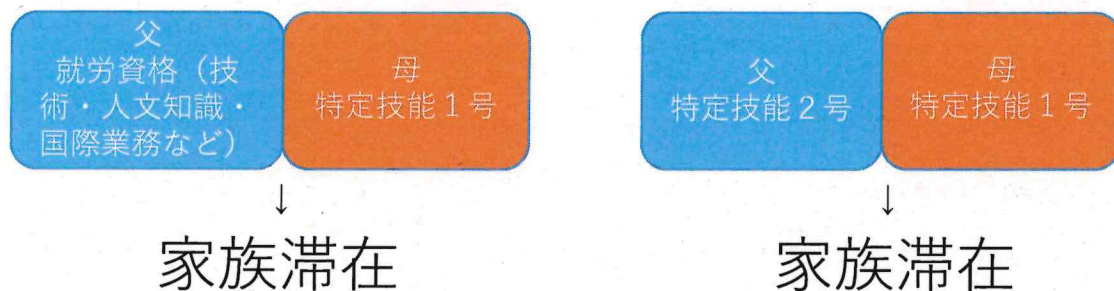
※やむを得ない場合に申請可能

※更新は1回まで

# 妊娠と出産

- 日本人と同様の労働法が適用されるため、産前産後は休職することが可能。（労働基準法第65条）
- 妊娠や出産を機に会社から退職された等の不利益→違法
- 妊娠・出産して休職した期間も特定技能通算5年に加算（特定技能1号の場合）

# 子供の在留資格



※両親ともに特定技能1号の場合、家族の帯同は認められていない。しかし、人道上の配慮が必要な場合は、例外的に家族の帯同を認める場合もある。（日本国内で出生した子供など）

# (参考) 在留資格一覽

## 就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野(注1)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

## 身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格 (注2)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子